

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 井原市 | 井原市ぶどう部会 | 令和4年2月18日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 102.8ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 102.8ha |
| ③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計 | 16.6ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 12.9ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 5.9ha |
| (備考) | |

注1：③の「80才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、80才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が7ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者70経営体を中心に、比較的若い者が担うほか、農業実務研修や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。施設を必要とする果樹のため農地の集約化は現実的ではないが、可能であれば農地中間管理機構の利用を検討する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

産地の維持のため、規模を縮小する場合は、積極的に農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、ハイブリッド産地育成推進事業等を活用し、園地の拡大等の基盤整備に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

特にサルによる被害が発生した場合の損失が大きいため、対策研修に参加したり、侵入防止柵を設置したりして、自衛の体制を強化する。また、有害鳥獣被害対策実施隊との連絡体制を維持し、可能であれば有害捕獲に協力する。

災害対策への取組方針

自然災害への対応のために、果樹共済に加入するよう努める。
安定経営のために、収入保険への加入を検討する。

5 中心経営体

別紙のとおり

※別紙は、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれるため省略